

高梁市一般廃棄物処理基本計画

《概要版》



高梁市環境イメージキャラクター
『えこりん、えこまん』

平成 23 年 3 月

高 梁 市

1. 計画の位置付け

(1) 計画策定の背景

これまでの大量生産・大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上をもたらしましたが、一方で廃棄物排出量の増加による環境への負荷が増大してきました。近年、このような環境負荷からの脱却に主眼を置いた循環型社会への転換が求められるようになっていきます。

高梁市（以下、「本市」という。）では、高梁市新総合計画において定めた『循環型のまち』を目指し、市民・事業者・行政が一体となり、廃棄物の発生を抑制するほか、ものの再使用によりごみを減らし、再資源化により再利用すること(3R活動)を促進しています。

こうした状況をふまえ、一般廃棄物処理について、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的かつ計画的に推進するための指針として、「一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

(2) 計画目標年度

中間目標年度:平成 27 年度(2015 年度)
計画目標年度:平成 32 年度(2020 年度)

(3) 計画の位置付け

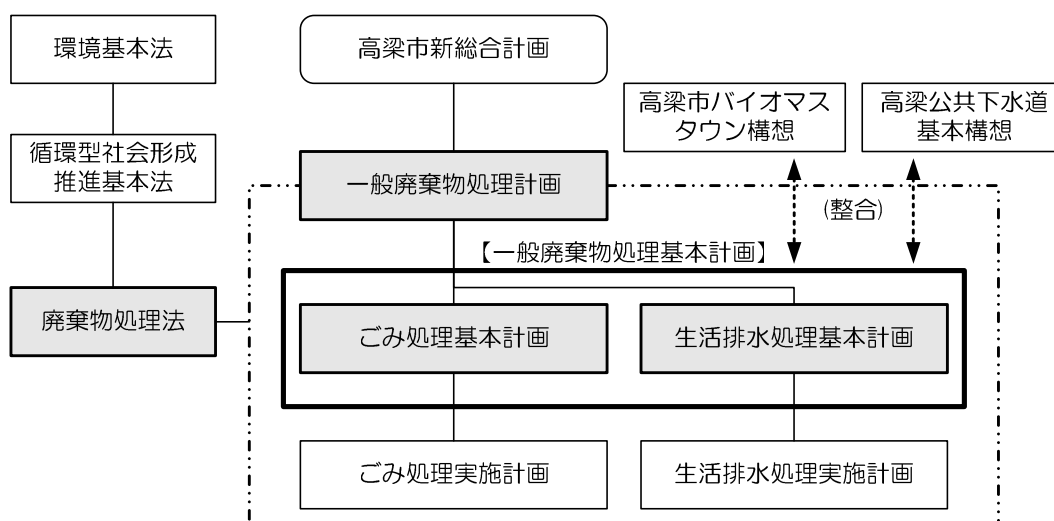


図 1 本計画と関連計画・法律との関係

2. ごみ処理基本計画

(1)ごみ処理の現状と課題

《ごみ処理の流れ》

本市では、高梁地域事務組合のクリーンセンターにおいて、ごみ及びし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。

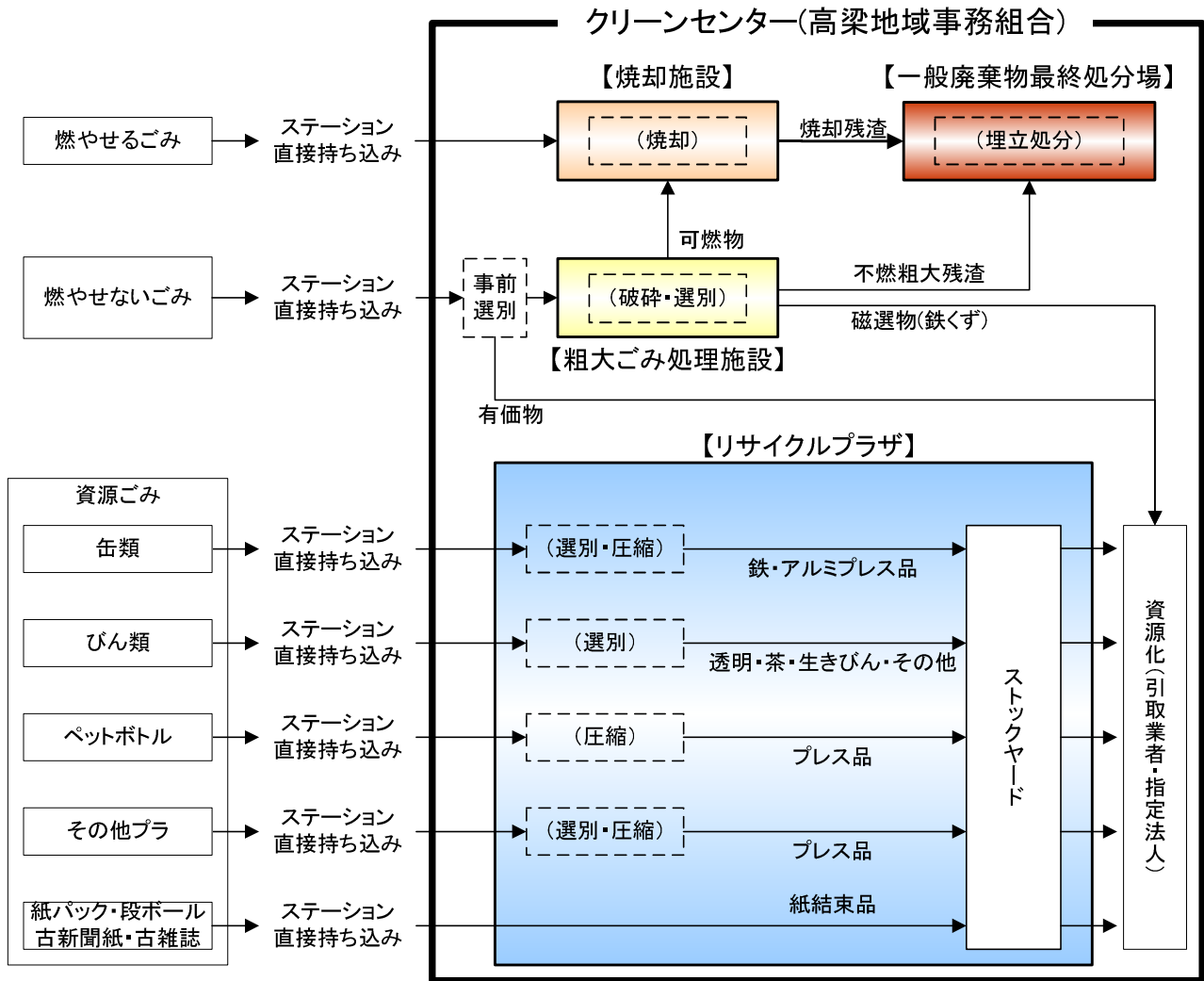


図2 ごみ処理の流れ



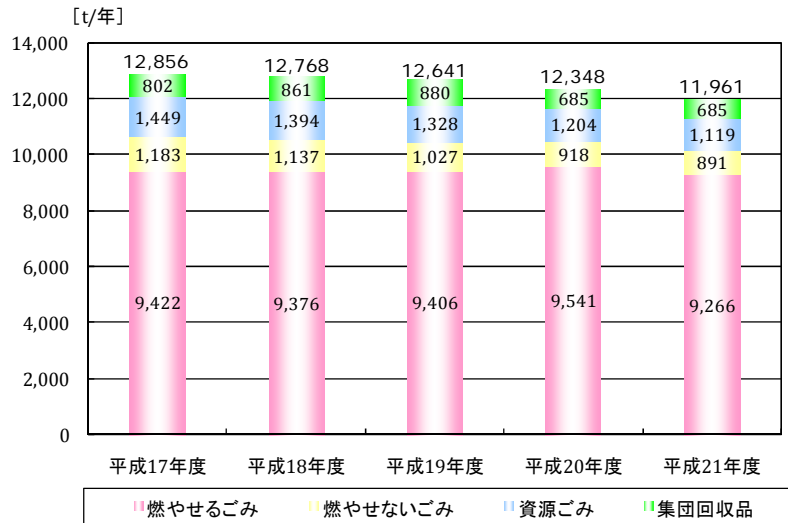
【焼却施設】



【リサイクルプラザ】

《ごみ総排出量》

ごみ総排出量は減少傾向にあります。なお、平成21年度のごみ総排出量は、11,961tとなっています。



【集団回収品】
収集品とは、子供会や町内会等の団体が自主的に回収した資源物（新聞やびん等）のことです。



集団回収の様子

図3 ごみ総排出量の推移

《排出原単位》

ごみ排出原単位は減少傾向にあります。排出源別では、事業系ごみは減少傾向にありますが、家庭系ごみは増加傾向にあります（図4）。

また、家庭系ごみのごみ種ごとの排出原単位（図5）をみると、増加傾向にあるのは燃やせるごみのみとなっています。家庭系ごみ全体の排出原単位の増加は、排出量の約80%を占める燃やせるごみの排出原単位の増加に起因しているといえます。

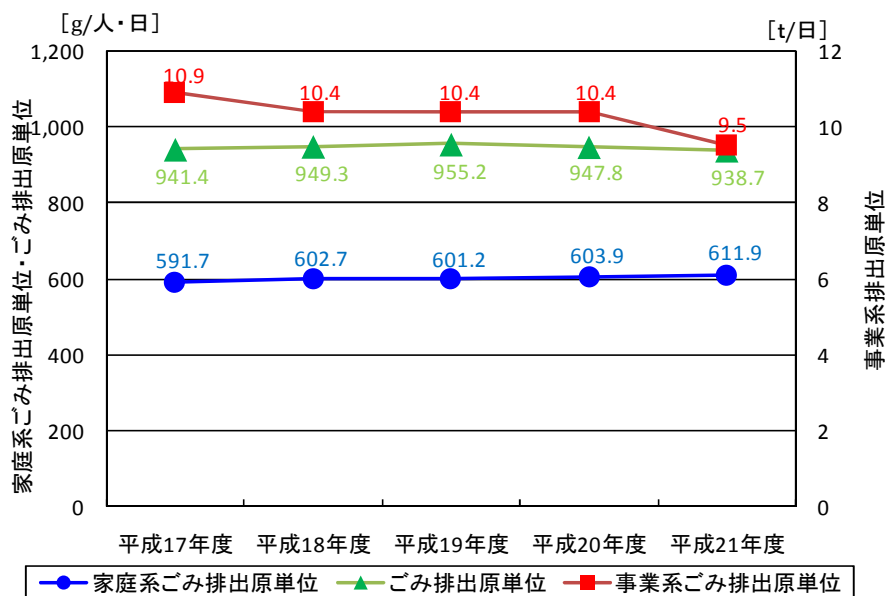


図4 排出原単位の推移

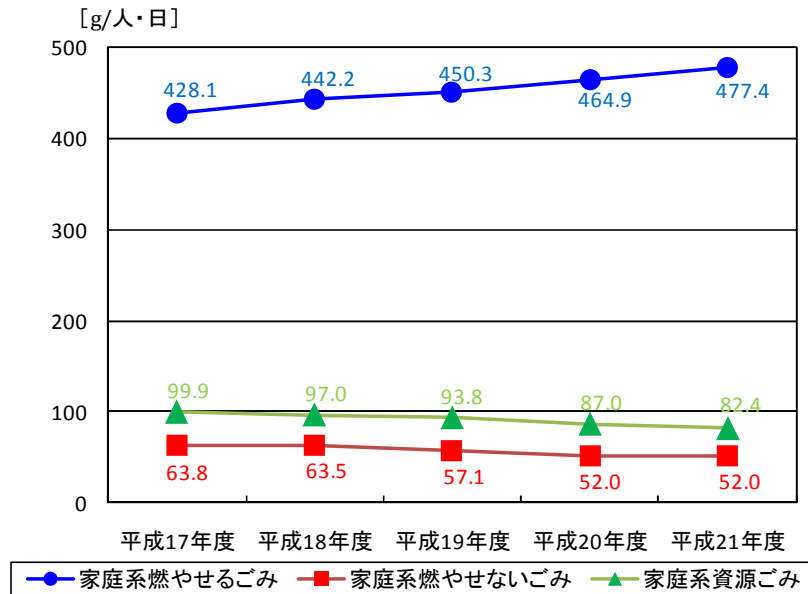


図5 家庭系ごみの排出原単位

【排出原単位について】

◆家庭系ごみの排出原単位

家庭系ごみの排出原単位は、家庭から1人1日あたりどのくらいの量のごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{家庭系ごみの排出原単位 [g/人・日]} \\ & = \text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]} \end{aligned}$$

◆事業系ごみの排出原単位

事業系ごみの排出原単位は、事業所から1日あたりどのくらいの量のごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{事業系ごみの排出原単位 [t/日]} \\ & = \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} \div 365 \text{ [日/年]} \end{aligned}$$

◆ごみの排出原単位

ごみの排出原単位は、本市から1年間に排出されるごみの量を1人1日あたりの量に換算したものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{ごみの排出原単位 [g/人・日]} \\ & = (\text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} + \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} \\ & \quad + \text{集団回収量 [t/年]}) \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]} \end{aligned}$$

《収集品目》

本市では、燃やせるごみ・燃やせないごみ及び資源ごみの収集を行っています。資源ごみについては、びん類・カン類・ペットボトル・その他プラスチック・紙パック・ダンボール・古新聞・古雑誌の8品目の収集を行っています。

なお、廃材類や畳等については収集を行っていません。

分別区分	種類	出し方	
燃やせるごみ	生ごみ・貝がら・廃油・紙類 (資源に出せないもの)・木製品・布製品・革製品・プラスチック製品・ビニール製品・発泡スチロール・使い捨てカイロなど	○生ごみは水切りを十分する。 ○廃油は、紙や布に染み込ませるか、固める。 ○家具や木の枝などは、小さくしてひもでしばる。	
燃やせないごみ	金属類・ガラス・陶器製品・乾電池・小型電化製品(パソコンやテレビを除く)・ライター・刃物・自転車など	○刃物や割れたガラスなどは危険なので、紙などに包み「危険物」と書く。 ○ストーブやファンヒーターの灯油は抜き取る。 ○ガスレンジ・ストーブなどの乾電池は外す。 ※灯油や乾電池が残っていると発火の恐れがあり危険です。 ○自転車には「不用品」と表示する。	
資源収集品	ビン類	ジュース、酒など液体飲料のビン・しょうゆなど液体調味料のビン・のり、ジャム、粉コーヒーのビンなど ※ビンの色、大きさは関係ない	○キャップ・ふたをはずし、水洗いなどで汚れを落とす。 ※きれいにするのが難しいものは「燃やせないごみ」に出す。 ※ラベルは取らなくてよい。
	カン類	ジュース、酒など液体飲料の缶・菓子缶・スプレー缶・カセットボンベ・缶詰缶などで、アルミマーク・スチールマークのあるもの	○水洗いなどで汚れを落とす。 ※きれいにするのが難しいものは「燃やせないごみ」に出す。 ○スプレー缶・カセットボンベは使いきって必ず穴をあける。
	ペットボトル	ジュース、お茶など液体飲料及びしょうゆなど液体調味料の容器でPETマークのあるもの	○キャップ・ふたをはずし、水洗いなどで汚れを落とす。 ※きれいにするのが難しいものは「燃やせるごみ」に出す。 ※ラベルは取らなくてもよい。
	その他プラスチック	プラスチック容器・レジ袋・菓子袋・食品トレイ・洗剤のボトル・ペットボトルのふたなどで、プラマークのあるもの	○中身を使いきって、水洗いなどで汚れを落とす。 ※きれいにするのが難しいものは「燃やせるごみ」に出す。 ※ラベルは取らなくてもよい。
	紙パック ダンボール 古新聞 古雑誌	牛乳、ジュースなど液体飲料の紙パック・段ボール・古新聞・古雑誌	○紙パックは水洗いして切り開く。 ○ダンボールの金具類は取り除く。 ○チラシ類は新聞と混ぜて良い。

※決められた収集場所に、収集日の朝8時30分までに出してください。

※カン・ビン・ペットボトル・その他プラスチックは、袋などに入れずバラバラにして収集バッグ及びコンテナへ入れてください。

収集できないもの	タンス・ベット・机・ソファなど 1m以上の大きなもの	クリーンセンターへ直接搬入するか、廃棄物処理業者へ相談してください。
	テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機 ※家電リサイクル法対象品	家電小売店に引き取ってもらってください。
	パソコン	購入店・メーカー窓口へお問い合わせください。
	オートバイ・自動車部品	購入店、解体業者などへ相談してください。
	農業用ビニール類・農業などの薬品・農機具など	農業協同組合・購入店などへ相談してください。
	建築廃材・土木廃材	産業廃棄物処理業者へ相談してください。
	事業所系廃棄物	一般廃棄物処理業者に委託するか、処理施設へ自己搬入してください。

《総資源化量、リサイクル率》

総資源化量及びリサイクル率は減少傾向にあります。なお、平成21年度のリサイクル率は17.1%となっています。

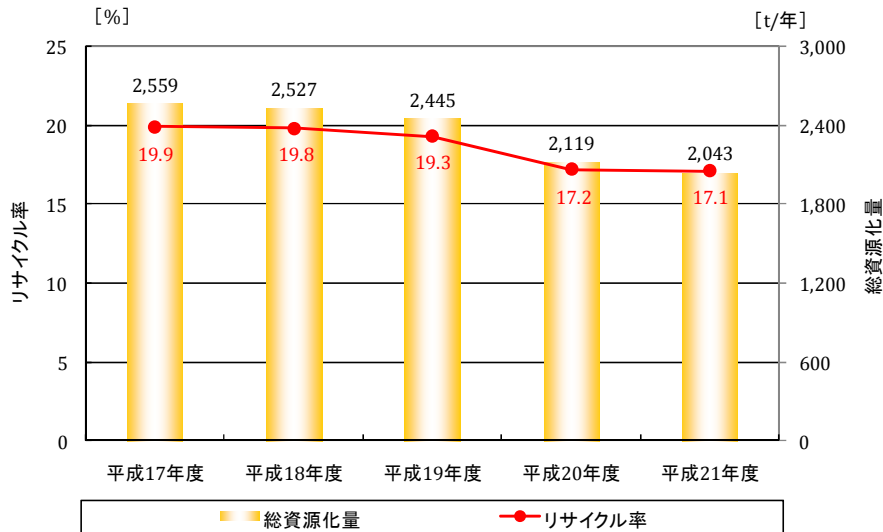


図6 総資源化量及びリサイクル率の推移

◎リサイクル率＝（総資源化量÷ごみ総排出量）×100
 注）総資源化量とは、リサイクルプラザ及び粗大ごみ処理施設で回収した有価物の量と集団回収量の合計量を指します。また、ごみ総排出量とは、家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収量の合計量を指します。

《最終処分量、最終処分率》

最終処分量は微減していますが、最終処分率は増加傾向にあります。

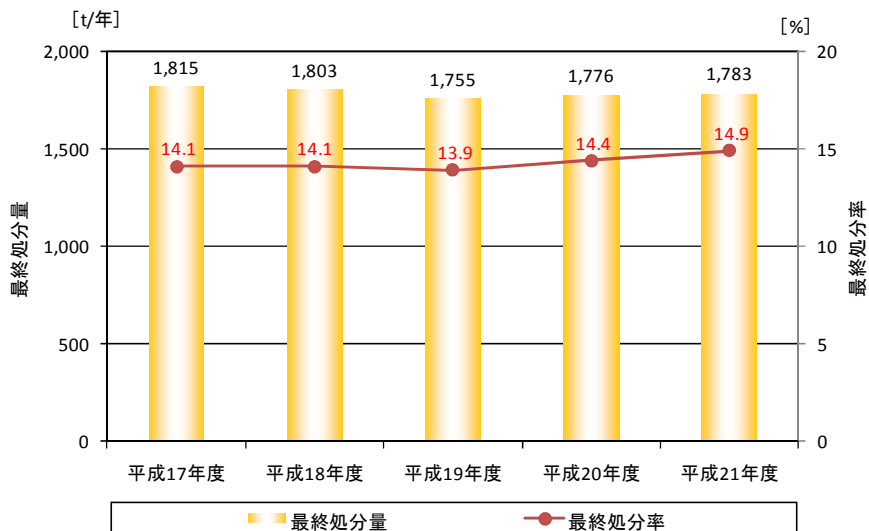


図7 最終処分量の推移

◎最終処分率＝（最終処分量÷ごみ総排出量）×100

《ごみ処理経費》

ごみ処理経費は増加傾向にあります。なお、平成21年度の1tあたりの処理費は約52,800円となっています。

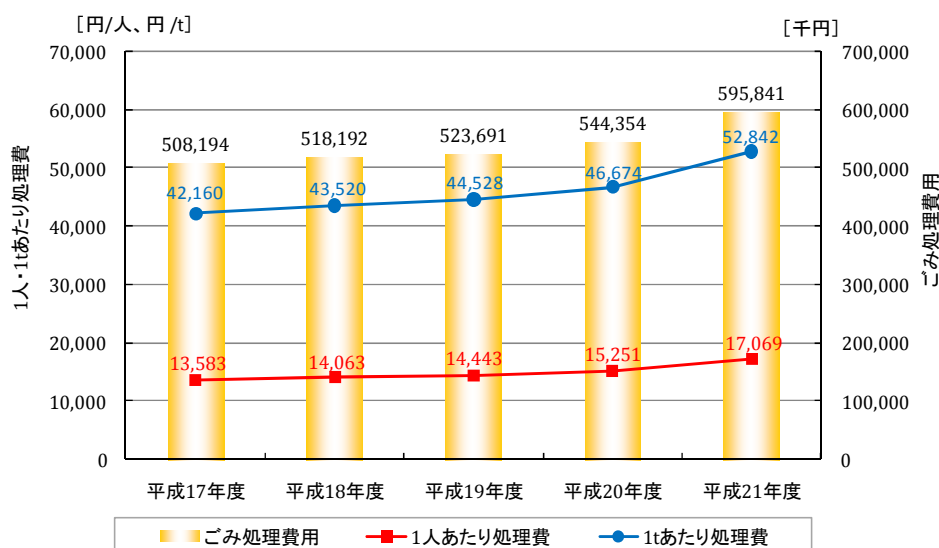


図8 ごみ処理経費の推移

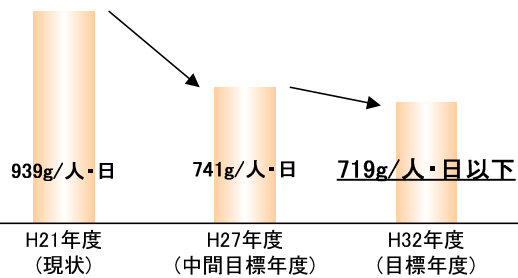
◎1人あたりの処理費＝ごみ処理費用÷人口×1000 ◎1tあたりの処理費＝ごみ処理費用÷ごみ排出量×1000

《ごみ処理に係る主な課題》

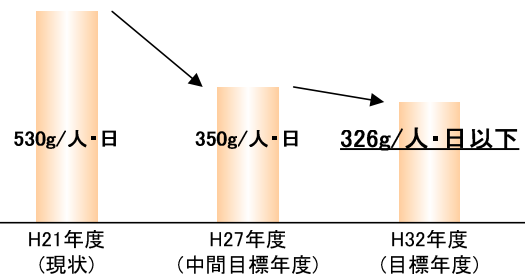
排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◆排出原単位が増加している家庭系燃やせるごみの排出抑制につながる新たな施策を実施する必要があります。 ◆環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、市民との協働により、ごみ排出量を削減する必要があります。
資源化	<ul style="list-style-type: none"> ◆燃やせるごみに含まれている資源化可能なもののリサイクルが推進されるよう、対策を講じる必要があります。
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ分別やし方の周知徹底を図る必要があります。
中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ◆高梁地域事務組合の中間処理施設は、本計画期間中に更新時期を迎えることから、今後、処理施設の整備に向けた検討を行う必要があります。
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ◆最終処分率が増加傾向にあることから、最終処分量を削減する必要があります。 ◆高梁地域事務組合の最終処分場（第一期分）については、本計画期間中に満杯になる見込みのため、第二期分の整備に向けた検討を行う必要がありますが、厳しい財政状況を考慮すると、ごみの減量化を行い、可能な限り最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命化を図る必要があります。
処理経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆処理経費が増加傾向にあることから、その削減に努める必要があります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ不法投棄やポイ捨て防止策を強化する必要があります。 ◆特別管理一般廃棄物や適正処理困難物について、事業者責任・排出者責任のもとで、より適正な処理方法を確立する必要があります。

(2)ごみ処理に係る目標

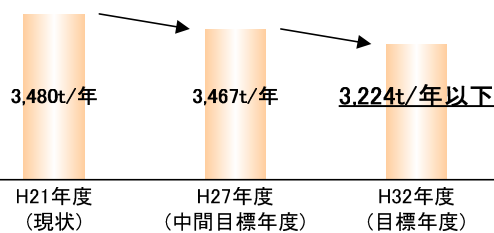
《1人1日あたりのごみ排出量》



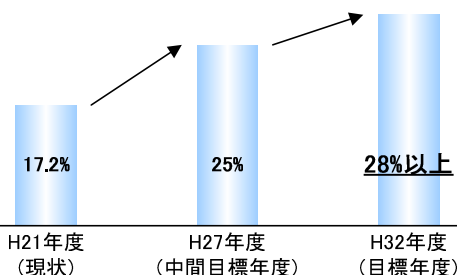
《集団回収量、資源ごみを除いた1人1日あたりの家庭系ごみの排出量》



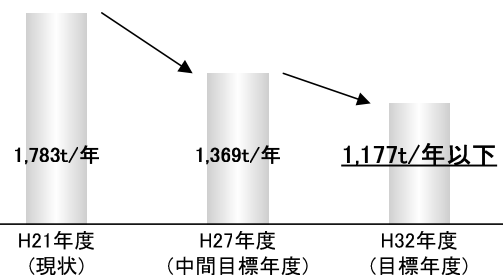
《事業系ごみの排出量》



《リサイクル率》



《最終処分量》



(3)基本方針

ごみ処理に係る課題の解決及び数値目標の達成により、“市民・事業者・行政の協働と連携による循環型のまち”の実現を図るため、以下のとおり基本方針を設定します。

基本方針 1：市民・事業者・行政の協働によるごみの発生・排出抑制の推進

基本方針 2：適正処理の推進

基本方針 3：循環資源の利用促進

基本方針 4：市民・事業者への情報提供及び環境教育の推進



(4)ごみの排出抑制・再資源化のための取組

以下の取組を実施し、ごみの排出抑制・再資源化を図ります。また、これらの取組を確実に実施し、本計画の目標を達成した場合のごみ総排出量は、図9に示すとおりです。

なお、新たに実施する取組については、必要に応じて、その内容等について、市民・事業者のみなさまからご意見をいただきます。

【排出抑制・減量化に係る主な施策】

行政を主体とした取組



補助金の交付

取組1 生ごみ処理機等の普及促進

指導の徹底

取組2 事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底

情報提供の徹底

取組3 ごみの分別排出方法、減量化方法の周知徹底

費用負担の公平化

取組4 家庭系ごみ有料化の検討
取組5 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討
取組6 規模が小さい事業所におけるごみの適正排出の推進

市民・事業者・行政の協働による取組



市民・事業者との連携

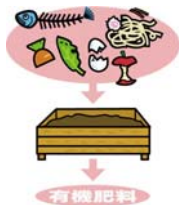
取組7 ごみ減量等推進員の選出
取組8 啓発活動の推進、環境教育の充実、拡大
取組9 ごみ減量・リサイクル協力店との連携

ライフスタイルの改善

取組10 水切りによる生ごみの減量化
取組11 マイバッグ運動の推進
取組12 簡易包装によるごみ減量化
取組13 詰め替え製品の利用等によるごみ減量化

【再資源化に係る主な施策】

行政を主体とした取組



行政の率先行動

取組1 公共施設における再生品の利用促進

指導の徹底

取組2 事業系ごみ適正搬入の強化

リサイクル品目の追加

取組3 廃乾電池のリサイクル
取組4 古布類のリサイクル
取組5 紙製容器包装のリサイクル
取組6 廃食用油のリサイクル
取組7 生ごみのリサイクル

市民・事業者・行政の協働による取組



意識向上

取組8 クリーンセンター見学会等の利用拡大
取組9 リサイクルフェスタの開催
取組10 リユース情報の充実
取組11 分別排出の徹底

資源回収機会の充実

取組12 集団回収の推進
取組13 拠点回収の推進

【取組の概要】

排出抑制・減量化に係る主な施策	生ごみ処理機等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆啓発チラシの配布等により、生ごみ処理機の設置補助制度の利用拡大を図ります。 ◆ダンボールコンポスト等の普及促進も図ります。
	事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業系ごみの減量化・資源化計画の策定や適正処理を指導します。 ◆減量化や資源化に積極的に取り組んでいる事業者をホームページで紹介します。
	ごみの分別排出方法、減量化方法の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみカレンダーやごみ分別ガイドブック等を作成し、市民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報を提供します。 ◆家庭や事業所で実施することができる減量化方法を広報紙等に掲載します。
	家庭系ごみ有料化の検討	◆岡山県内の約78%の自治体で家庭系ごみの有料化が行われている（平成22年10月現在）ことを鑑み、本市においても家庭系ごみの有料化について検討します。
	事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	◆排出事業者責任の徹底や受益者負担の公平性の観点から、事業系ごみ処理手数料の見直しについて検討します。
	規模が小さい事業所におけるごみの適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆規模が小さい事業所において適正にごみが排出されるよう、指導します。 ◆指導にあたっては、町内会やごみ減量等推進員と連携します。
	ごみ減量等推進員の選出	◆ごみ減量等推進員を選出し、公民館単位でのごみ減量化を推進します。
	啓発活動の推進、環境教育の充実、拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内のイベント等を積極的に活用し、ごみの排出抑制や適正分別排出を呼びかけます。 ◆ごみ減量等推進員と連携し、市民を対象とした出前講座等を実施します。
	ごみ減量・リサイクル協力店との連携	◆広報紙やホームページにおいて、簡易包装やマイバッグ運動等に取り組んでいる販売店を紹介します。
	水切りによる生ごみの減量化	◆生ごみに含まれる水分をできるだけ除去して排出するよう呼びかけます。
	マイバッグ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆岡山県と歩調を合わせながら、レジ袋削減に向けた取組を実施するよう販売店に働きかけます。 ◆市民に対し、マイバッグの持参などを呼びかけます。
	簡易包装によるごみ減量化	<ul style="list-style-type: none"> ◆販売店に対し、簡易包装を呼びかけます。 ◆市民に対し、量り売りやバラ売りのものを積極的に選ぶよう呼びかけます。
	詰め替え製品の利用等によるごみ減量化	◆ごみになるものを受け取らない生活、物を大切に生活スタイルを心掛けるよう、呼びかけます。
再資源化に係る主な施策	公共施設における再生品の利用促進	◆公共施設において、古紙利用のコピー用紙等の利用を行います。
	事業系ごみ適正搬入の強化	◆クリーンセンターでの搬入指導等を行い、燃やせるごみ排出量の削減及び資源回収量の増加を図ります。
	廃乾電池のリサイクル	◆廃乾電池の拠点回収等によるリサイクルについて検討します。
	古布類のリサイクル	◆燃やせるごみの中に重量比で3%程度含まれている古布類のリサイクルに向けた検討を行います。
	紙製容器包装のリサイクル	◆燃やせるごみの中に重量比で10%程度含まれている紙製容器包装材のリサイクルに向けた検討を行います。
	廃食用油のリサイクル	◆廃食用油の回収・リサイクルに向けた検討を行います。
	生ごみのリサイクル	◆各家庭や事業所、各種団体単位での生ごみのリサイクルを推進します。
	グリーンセンター見学会等の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報紙等において、グリーンセンターの見学会及び体験講座を積極的にPRします。 ◆体験講座等のプログラムの充実を図ります。
	リサイクルフェスタの開催	◆ごみの排出抑制・再利用の推進を目的としたイベントを行います。
	リユース情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭で不要となった品物の情報をホームページや公共施設の掲示板等で提供します。 ◆市のホームページ内への情報交換掲示板の開設について検討します。
	分別排出の徹底	◆市民への啓発を行うことにより分別の徹底を図り、資源回収量の増加を図ります。
	集団回収の推進	◆ホームページや広報紙等を活用して、集団回収の実施情報等を市民に提供します。
	拠点回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設等での食品トレーやペットボトル等の拠点回収を行います。 ◆販売店と連携し、販売店での拠点回収を推進します。

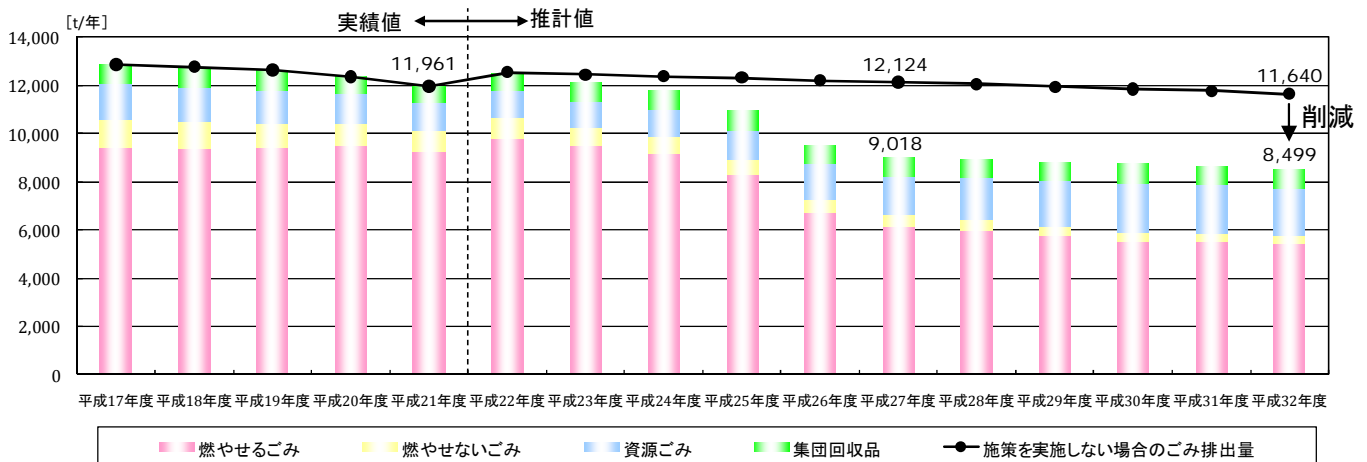


図9 目標達成時のごみ総排出量の推移

(5) 収集運搬計画



- ◆これまでどおり、市内全域を対象にごみの収集運搬を行います。
- ◆一部地域で行っている直営収集を平成23年度から委託収集に切り替えます。

(6) 中間処理計画

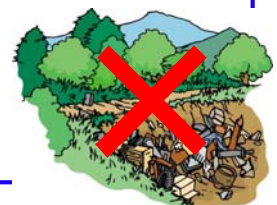
- ◆市内で発生するごみは、高梁地域事務組合の中間処理施設で処理します。
- ◆中間処理施設は、本計画期間中に更新時期を迎えることから、施設の整備に向けた検討を行います。
- ◆バイオマスタウン構想に掲げている取組についても検討を行います。

(7) 最終処分計画

- ◆中間処理施設で発生する焼却残渣及び不燃粗大残渣は、高梁地域事務組合の最終処分場に埋立処分します。
- ◆最終処分場（第二期分）の整備に向けた検討を行います。検討にあたっては、長期的な視点から最終処分量や残余年数の予測を行い、効率的な施設整備を行います。

(8) その他ごみ処理に関し必要な事項

- ◆特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物については、現状どおり、適正処理を推進します。
- ◆広報紙やホームページ等を活用して、不法投棄防止やタバコのポイ捨てを呼びかけます。



3. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の現状と課題

《処理形態別人口》

下水道人口及び合併浄化槽人口は増加傾向、単独処理浄化槽人口、計画収集人口及び自家処理人口は減少傾向にあります。また、農業集落排水人口は横ばいで推移しています。

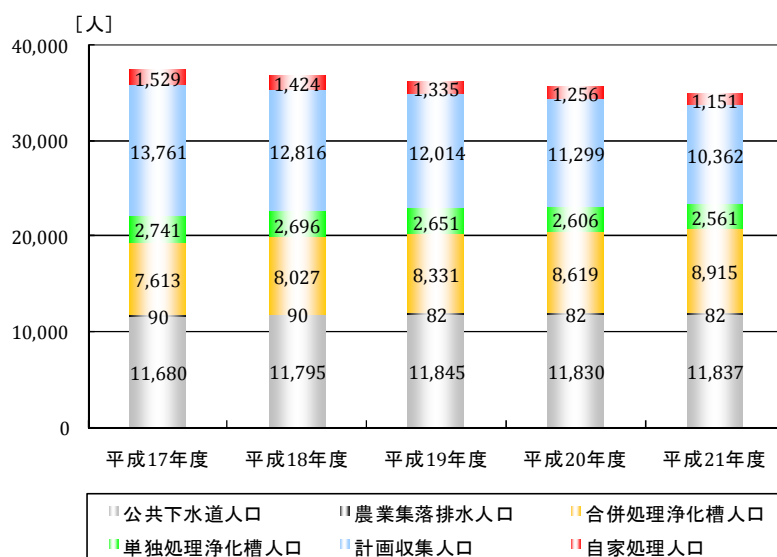


図 10 処理形態別人口の推移

《し尿等の排出量》

し尿の排出量及び自家処理量は減少傾向、浄化槽污泥の排出量は増加傾向にあります。

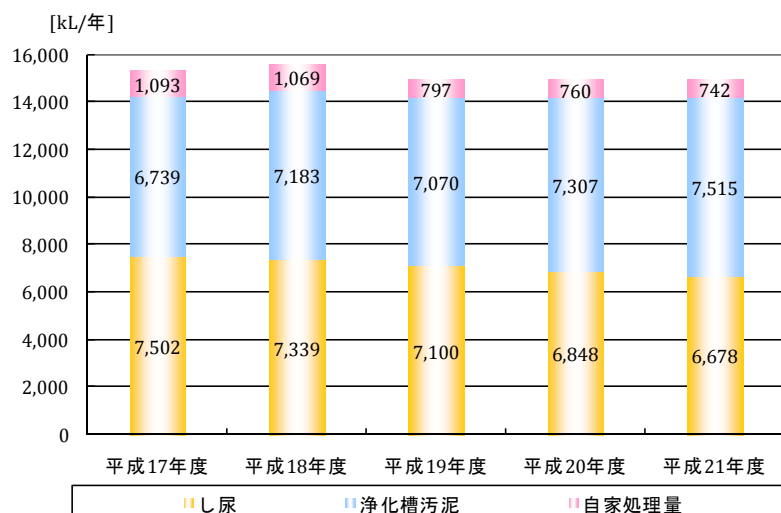


図 11 し尿等の排出量の推移

《生活排水処理の課題》

- ◆下水道の整備や合併処理浄化槽の設置の推進等により、単独処理浄化槽、くみとり及び自家処理人口を削減し、生活雑排水処理率の向上を図る必要があります。
- ◆下水道が整備されている地域においては、下水道への接続を促進する必要があります。
- ◆当初稼働から50年を経過している高梁地域事務組合のし尿処理施設の更新に向けた検討を行う必要があります。



(2)生活排水処理に係る目標

本計画では、生活雑排水処理率を平成27年度までに70%、平成32年度までに85%にすることを目標とします（平成21年度は60%）。

(3)基本方針

生活排水処理に係る課題を解決するため、基本方針を次のとおり掲げ、施策の展開及び施設の整備を行います。



基本方針1：公共用水域の水質保全

基本方針2：啓発活動及び環境教育の推進

(4)生活排水の処理計画

- ◆都市計画区域内においては、公共下水道を整備します。
- ◆都市計画区域以外の地域については、地域の特性及び実態等に即し、その利害得失を十分検討し、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業等を実施します。
- ◆集落の形態を成していない分散して立地している家屋については、合併処理浄化槽による処理を推進します。
- ◆単独浄化槽を設置している家庭については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換指導を検討します。
- ◆今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じ、合併処理浄化槽等の整備を行います。



(5)し尿及び汚泥の処理計画

《収集運搬計画》

- ◆し尿及び浄化槽汚泥については、環境衛生に配慮し、速やかに収集運搬を実施することにより、市民サービスの向上に努めます。

《中間処理計画》

- ◆し尿及び浄化槽汚泥は、高梁地域事務組合のし尿処理施設で適正に処理しています。今後とも、施設の適正な維持管理を行い、適正処理の推進に努めます。
- ◆し尿処理施設は当初稼働から50年を経過し、老朽化が著しいため、施設更新に向けた検討を行います。

《最終処分計画》

- ◆し尿処理施設では、し尿及び浄化槽汚泥を嫌気性消化処理及び希釈し、下水道に放流しています。下水道終末処理場（高梁浄化センター）では、処理工程で発生する汚泥のうち、一部を堆肥化し、それ以外は焼却処理後、埋立処分（市外）しています。汚泥については今後とも、同様の方法により処分します。
- ◆し渣は、高梁地域事務組合の焼却施設において焼却後、焼却灰を同組合の一般廃棄物最終処分場に埋立処分します。

(6)その他処理に関し必要な事項

《環境教育の充実、拡大》

- ◆市民を対象とした出前講座等を実施し、生活排水処理に対する市民の意識向上を図り、高梁川をはじめとする公共用水域の水質保全を図ります。



《市民に対する広報・啓発活動》

- ◆生活雑排水対策の必要性及び浄化槽の適正管理の重要性等について、今後、広報紙等により、いっそうの周知徹底を図ります。

《地域に関する諸計画との関係》

- ◆高梁市新総合計画や高梁市下水道基本構想等との整合を図りながら、本計画を推進します。





高梁市一般廃棄物処理基本計画

《概要版》

発行日/平成 23 年 3 月

発行・編集/高梁市市民生活部市民環境課

〒716-8501

岡山県高梁市松原通 2043

TEL 0866-21-0259

FAX 0866-22-5023